

育成牧場（競走馬の育成者）への施設・機械整備等の助成について

平成28年10月1日
公益社団法人 競走馬育成協会

事業名	軽種馬生産育成強化資金利子補給事業	畜産リース事業	畜産環境整備リース事業
事業実施主体	競走馬育成協会、日本軽種馬協会	財団法人 畜産近代化リース協会	財団法人 畜産環境整備機構
相談窓口	農業協同組合 競走馬育成協会（競走馬育成協会会員） 日本軽種馬協会（日本軽種馬協会会員）	農業協同組合等 競走馬育成協会（競走馬育成協会会員の申請代行）	農業協同組合等 競走馬育成協会（競走馬育成協会会員）
助成内容	1. 30%の利子補給 対象上限金額：3億円	リース (原則6年；延長・短縮が可能となる場合があります。)	リース（ふん尿処理機械・施設が主体）
対象	競走馬育成協会の会員 (日本軽種馬協会でも生産牧場を対象としています。)	申請代行の対象者 競走馬育成協会会員のうち、法人会員 (農業法人、有限会社、株式会社、合資会社等)	畜産経営を営む農業者、農事組合法人等
	対象となる融資機関 農業協同組合、銀行、信用金庫等 注：低利資金融資の金融機関（但し、信用保証を受けられない場合、金利水準は弾力化）		
対象機械・施設	生産育成施設整備資金	畜産作業用機械	ふん尿処理等機械
	厩舎、馬場（屋内運動場を含む）、坂路、放牧柵（パドックを含む）、その他協会が振興会と協議して必要と認められた育成用施設（従業員宿舎など）の改良、造成又は取得に必要な資金	トラクター、ロータリー、モアー、レーキ類、バキュームカー、飼料攪拌機、マニュアルスプレッダー、ホイロローダー、フロントローダー、ダンプカー	糞尿処理・利用、悪臭防止等に必要な機械・装置及び付属機械・装置、又はふん尿等の運搬機械及び付属機械装置
	生産育成機械等取得資金	畜舎環境改善機械施設	飼料混合機械
	牧草収穫調製用機械、農用地改良造成用機械、運搬用機械（馬運車を含む）、その他協会が振興会と協議して必要と認められた育成用機械の改良、造成又は取得に必要な資金	消毒機、消毒用自動車、細霧装置、節電機、通風装置	コンプリートフィーディング用飼料混合機、気密サイロ及び付属機械・装置
	草地更新等整備資金	その他	特認機械
	草地更新等の整備に必要な資金であって、協会が振興会と協議して定めるもの	特に協会理事長が認めた機械・装置 (注) 一般畜産作業機械が対象です。詳細は競走馬育成協会にお問い合わせください	特に機構の理事長が認めた機械・装置
手続き等	金融機関から融資の内諾を得た時点で、競走馬育成協会に相談ください	農業協同組合 または 競走馬育成協会に相談ください	農業協同組合 または 競走馬育成協会に相談ください
提出書類	計画書 融資機関への借入申込書 融資協議会の意見書	畜産近代化リース協会業務方針書P40「特認協議書」 P48「貸付機械施設の明細」、定款、機械施設のカatalog（または設計図） 直近の決算書、意見書（競走馬育成協会） 見積書（宛先：畜産近代化リース協会理事長あて、税抜き1,000円単位） ※各牧場のP48「特認協議書」は牧場の概要がわかるもの	見積書 貸付申請書 末端借受者調書 県等の意見書
備考		中古機械も対象となります 年4回、四半期毎の申請となります	